

令和 2 年

小 牧 市 議 会

第 2 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提 出 予 定 議 案

条 例 案	10件
一 般 議 案	5件
専決処分承認案	1件
補正予算案	2件
人 事 案	14件
計	32件

議 案 目 次 (第1号議案、第2号議案)

(第1号議案)	
条 例 案	
56 小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
57 小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
58 小牧市基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
59 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
60 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
61 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
62 小牧市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
63 小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
64 小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
65 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
一 般 議 案	
66 高規格救急自動車の取得について……………	6
67 電動式移動棚の取得について……………	7
68 事故に係る損害賠償の額の決定について……………	7
69 こまき市民交流テラスの指定管理者の指定について……………	8
70 小牧市道路線の認定について……………	8
補正予算案	
71 令和2年度小牧市水道事業会計補正予算(第2号)……………	8
人 事 案	
72 小牧市農業委員会委員の任命について……………	9
73 小牧市農業委員会委員の任命について……………	9
74 小牧市農業委員会委員の任命について……………	9

75	小牧市農業委員会委員の任命について	9
76	小牧市農業委員会委員の任命について	9
77	小牧市農業委員会委員の任命について	10
78	小牧市農業委員会委員の任命について	10
79	小牧市農業委員会委員の任命について	10
80	小牧市農業委員会委員の任命について	10
81	小牧市農業委員会委員の任命について	10
82	小牧市農業委員会委員の任命について	11
83	小牧市農業委員会委員の任命について	11
84	小牧市農業委員会委員の任命について	11
85	小牧市農業委員会委員の任命について	11
	(第2号議案)	
	専決処分承認案	
86	専決処分の承認について	12
	補正予算案	
87	令和2年度小牧市一般会計補正予算(第5号)	13

条 例 案

(議案第 5 6 号)

小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 職員が、新型コロナウイルス感染症に感染している者が療養した施設内又は新型コロナウイルス感染症に感染している者を搬送し、若しくは移送した車内のうち市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事した場合は、防疫作業手当として、1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症に感染している者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円)を支給する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 5 7 号)

小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 職員を派遣することができる団体の名称の変更に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 5 8 号)

小牧市基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 文化振興基金を設置する。
- 2 スポーツ振興基金を設置し、スポーツ振興事業基金及び体育施設整備基金を廃止する。

3 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(議案第 59 号)

小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 個人市民税

令和 3 年度以後の各年度分の個人市民税について、次の措置を講ずる。

- (1) 個人市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）を対象に加える。
- (2) 所得割の納税義務者がひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から 30 万円を控除する。
- (3) 寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により指定行事の中止等をした者に対し一定の期間内に入場料金等払戻請求権の放棄をした場合には、20 万円を限度として、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の規定を適用する。
- (4) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和 16 年度分（現行令和 15 年度分）まで延長する。

2 固定資産税

- (1) 市は、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとする等々の措置を講ずる。
- (2) 市内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を市長に申告しなければならないこととするほか、当該申告をしなかった場合の罰則を設ける。

(3) 次に掲げる施設等に係る固定資産税の特例措置について、その課税標準は、次のとおりとする。

ア 一定の水力発電設備 その価格に4分の3を乗じて得た額

イ 中小事業者等が一定の期間内に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の家屋及び構築物零（当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限る。）

3 軽自動車税

軽自動車税の環境性能割の非課税措置等の適用期限について、令和3年3月31日（現行令和2年9月30日）まで延長する。

4 市たばこ税

葉巻たばこの課税方式について、次の措置を講ずる。

(1) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算する。

(2) 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの1本に換算する。

5 その他所要の規定の整備を行う。

6 この条例は、公布の日から施行する。ただし、4の(1)は令和2年10月1日から、1は令和3年1月1日から、4の(2)は令和3年10月1日から施行する。

(議案第60号)

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 次の区分の第1号被保険者について、令和2年度の保険料率を軽減する。

区 分	保 険 料 率
(1) 世帯員全員が市民税非課税の者で、老齢福祉年金の受給権を有しているもの若しくは本人の合計所得金額から一定の額を控除した後の額（以下「控除後の合計所得金額」という。）及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの又は生活保護受給者	15,512円 (現行19,391円)
(2) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のもの	25,854円 (現行29,732円)
(3) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超えるもの	36,196円 (現行37,488円)

- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第61号)

小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 低未利用土地等を譲渡した場合について、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を適用する。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(議案第62号)

小牧市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

- 1 市は、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行うものとする。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第63号)

小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 放課後児童支援員は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（現行都道府県知事又は指定都市の長）が行う研修を修了した者でなければならないこととする。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第64号)

小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 市長が保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置等を講じている場合は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、引き続き教育又は保育を提供する連携施設の確保義務を緩和することとする。
- 2 居宅訪問型保育事業者の保育の提供に、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応を加える。

- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第65号)

小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 市長が保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置等を講じている場合は、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、引き続き教育・保育を提供する連携施設の確保義務を緩和することとする。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

一般議案

(議案第66号)

高規格救急自動車の取得について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 取 得 財 産 | 高規格救急自動車1台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 28,710,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社
代表取締役 高橋博文 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(議案第67号)

電動式移動柵の取得について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 電動式移動柵 |
| 2 | 取 得 財 産 | 電動式移動柵一式 |
| 3 | 取 得 金 額 | 113,520,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 小牧市新町一丁目40番地
有限会社富田文溪堂
代表取締役 富 田 正 仁 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(議案第68号)

事故に係る損害賠償の額の決定について

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 相手方の住所氏名 | 小牧市小牧二丁目186番地
株式会社エルアンドエム
代表取締役 酒 井 隆 一 |
|---|----------|---|

- | | | |
|---|--------|------------|
| 2 | 損害賠償の額 | 2,900,000円 |
|---|--------|------------|

- | | | |
|---|-------|--|
| 3 | 事故の概要 | |
|---|-------|--|

令和元年9月18日午前10時頃、相手方が所有する賃貸マンションの3階の一室に係る水道開栓作業の際、本来であれば止水栓を開栓状態とした後に室内の水道の蛇口が閉められているかどうかを量水器で確認しなければならないところ、この確認を怠ったことによりトイレの配管仮施工箇所から漏水し、当該室の壁及び床並びに階下の事務所、室及び店舗の天井、壁、床等が水浸しとなり、損害を与えたもの

(議案第69号)

こまき市民交流テラスの指定管理者の指定について

- | | | |
|---|---------------|---------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | こまき市民交流テラス |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク |
| 3 | 指定の期間 | 令和2年9月1日から
令和7年3月31日まで |

(議案第70号)

小牧市道路線の認定について

市民の利便を増進するため、間々原新田宮前3号線を認定する。

補正予算案

(議案第71号)

令和2年度小牧市水道事業会計補正予算(第2号)

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
3,028,129	2,900	3,031,029	保険金 2,900

支出

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
2,876,130	2,900	2,879,030	補償金 2,900

人 事 案

(議案第 7 2 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 石田昭代氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 7 3 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 伊藤茂之氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 7 4 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 伊藤初美氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 7 5 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 落合茂光氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 7 6 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 亀谷一夫氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 77 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 川橋宗之氏の任期満了（令和 2 年 7 月 19 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 78 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 熊澤大氏の任期満了（令和 2 年 7 月 19 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 79 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 酒井美代子氏の任期満了（令和 2 年 7 月 19 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 80 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 舟橋昭治氏の任期満了（令和 2 年 7 月 19 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 81 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 堀尾咲子氏の任期満了（令和 2 年 7 月 19 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 8 2 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 山田貴史氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 8 3 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 山田利宏氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第 8 4 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 長田宏氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に稲垣武磨氏を任命しようとするもの

(議案第 8 5 号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 舟橋稔氏の任期満了（令和 2 年 7 月 1 9 日）に伴い、後任者に長谷川美子氏を任命しようとするもの

専決処分承認案（第2号議案）

（議案第86号）

専決処分の承認について

令和2年度小牧市一般会計補正予算（第4号）

補正予算の内容

歳入

（単位 千円）

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
78,547,917	46,548	78,594,465	前年度繰越金 46,548

歳出

（単位 千円）

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
78,547,917	46,548	78,594,465	会計年度任用職員（小学校費） 29,789
			会計年度任用職員（中学校費） 16,759

補正予算案（第2号議案）

（議案第87号）

令和2年度小牧市一般会計補正予算（第5号）

補正予算の内容

歳入

（単位 千円）

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
78,594,465	778,188	79,372,653	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	17,955
			地域生活支援事業費等補助金(国)	2,290
			地域生活支援事業費等補助金(県)	1,145
			体育施設整備基金利子	△238
			スポーツ振興基金利子	238
			文化振興基金寄附金	1
			スポーツ振興基金寄附金	1
			寄附金(こまき応援寄附金関係)	5,537
			スポーツ振興事業基金繰入金	39,313
			体育施設整備基金繰入金	424,620
			スポーツ振興基金繰入金	36,000
			前年度繰越金	248,023
		地域密着型サービス施設開設準備経費補助金返還金	3,303	

歳出

（単位 千円）

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
78,594,465	778,188	79,372,653	時間外勤務手当(総務管理費)	16,000
			市民活動センター施設管理事業	18,151
			地域生活支援事業	5,098
			返還金(地域密着型サービス施設開設準備経費補助金)	3,303
			メール配信サービス委託料	1,338
			住居確保給付金	23,940

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
			こまき応援寄附金推進事業 33,907
			道木川整備事業 11,140
			電子計算機借上料(教育ネットワーク管理事業) 5,605
			電子計算機借上料(小学校情報システム管理事業) 101,519
			電子計算機借上料(中学校情報システム管理事業) 52,715
			文化振興基金積立金 1
			スポーツ振興基金積立金 500,172
			体育施設整備基金積立金 △238
			基金積立金(こまき応援寄附金関係) 5,537

継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	3 河川費	道木川整備事業	198,800	平成30年度	0	209,400	平成30年度	0
				令和元年度	133,200		令和元年度	133,200
				令和2年度	65,600		令和2年度	76,200

債務負担行為補正

(単位 千円)

事項	期間	限度額
こまき市民交流テラス管理運営委託事業	令和2年度から令和6年度まで	指定管理者との協定に基づくこまき市民交流テラスの管理運営に要する額